

市立学校の臨時休業について

次の市立学校について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、健康観察のため臨時休業といたします。学校の対応は次のとおりとなりますのでお知らせします。

1 臨時休業期間

	学校名	臨時休業の範囲	臨時休業期間
1	小杉小学校 (中原区)	学校の一部	11月1日(火)～11月2日(水)
2	久本小学校 (高津区)	学校の一部	11月1日(火)～11月2日(水)

2 当該校における対応

- (1) 当該校の対応：臨時休業期間中は外出を控え、健康観察を実施。健康状況を踏まえ、可能な範囲で学習支援を実施
- (2) 保護者への周知：保護者へは、メール配信等にて周知
- (3) 消毒の実施：校内の消毒を実施済
- (4) わくわくプラザ：小学校に設置されている「わくわくプラザ」は開室(臨時休業の対象となる児童の受入は見合せ)

【問合せ先】

(学校運営に関すること)

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 五味

電話 044-200-3067

(児童生徒の健康管理に関すること)

川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課 小竹

電話 044-200-3828

(わくわくプラザに関すること)

川崎市子ども未来局青少年支援室 柳原

電話 044-200-2670